

# 障害福祉サービスを検討している事業者の皆様へ

川越市では、次の障害福祉サービス事業が不足しています。  
ぜひ事業の開始について、ご検討ください。

## ①重症心身障害児者（医療的ケアを必要とする障害者）が利用することができる

**【生活介護、グループホーム、短期入所】**

⇒重症心身障害児者（医療的ケアを必要とする障害者）のための生活介護、グループホーム及び短期入所は、特別支援学校を卒業する方や、障害者支援施設等の入所施設から地域移行する方にとって、重要な施設であり、多くの整備要望があります。

⇒人員配置や実施業務などにより、看護職員配置加算、医療連携体制加算、強度行動障害者地域移行特別加算など、障害福祉サービスごとに加算があります。

## ②障害児者の本人・家族の将来の暮らしや生き方について、一緒に考える

**【計画相談事業所・相談支援専門員】**



⇒平成30年度法改正以降、モニタリング実施標準期間の見直しや相談支援専門員1人あたりの標準担当件数が設定されたことにより、相談支援専門員（計画相談員）が大変不足しています。

⇒障害のある方が、より良い生活を送れるよう、計画相談事業所の立ち上げや、相談支援専門員の増員について、ぜひご検討ください。

（お問い合わせ）川越市福祉部障害者福祉課計画担当  
〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1  
電話：049-224-6307 FAX：049-225-3033  
E-mail：shogaisha★city.kawagoe.lg.jp



川越市マスコットキャラクターときも